

特集



David Tweedie国際会計基準審議会（IASB）議長インタビュー

IFRSの最新動向 ～IASBとFASBのMoUをめぐるって～



国際会計基準審議会（IASB）議長 **David Tweedie**

（聞き手）日本公認会計士協会（JICPA）会長 **山崎 彰三**
やま さき しょうそう

左から、David Tweedie卿、山崎彰三氏

2010年7月28日（水）～29日（木）に、マンダリンオリエンタル東京にて国際財務報告基準財団（IFRS財団）主催によるIFRSカンファレンスが開催され、国際会計基準審議会（IASB）議長のDavid Tweedie卿が来日された。この機会に会計・監査ジャーナルでは、2010年7月に日本公認会計士協会（JICPA）の会長に就任した山崎彰三新会長によるインタビューを行った。「IASBとFASBのMoUをめぐるって」と題して、IFRSの最新動向についてお話を伺ったので、読者にとっても興味深い内容と思われる。是非、ご一読いただきたい。

1 はじめに

山崎 ようこそ日本へ。もう何度も東京に来られていますね。

Tweedie ありがとうございます。来日できて嬉しいです。初めて来たのは、30年前になるでしょうか。

山崎 そうそう、30年前ですね。今日はお忙しい中、お時間を作っていただきありがとうございます。

Tweedie 私の旧知の友人である山崎さんが会長になったことを嬉しく思っています。山崎さんとは、もう20年以上の付き合いになるでしょうか。世界中のいろいろな場所で何度も会いました。ブラジルで国際会

計基準委員会（IASC）の理事会が開催されたときにもお会いしましたね。それから、世界中で技術的な問題について議論してきました。そのようなこともあり、あなたが会長になられたことを大変嬉しく思います。

2 IASBとFASBのMoUについて

山崎 ありがとうございます。さて、本題に入りたいと思います。国際会計基準審議会（IASB）と米国財務会計基準審議会（FASB）の覚書（MoU）は、私たちにとって大きな関心事です。今日は、日本公認会計士協会（JICPA）の新会長として、その現状についてお話を伺うよい機

会だと思っております。ご存じのとおり、2012年に日本では国際財務報告基準（IFRS）を強制適用するかどうかの判断をすることになっており、仮に、強制適用が決まった場合、3,700社すべてがIFRSを全面採用（アドプション）しなければなりません。これは、日本企業にとっては大変大きな課題です。

ご存じのとおり、グローバルに事業展開する一部大手企業は、任意適用に向けて準備を進めておりますし、我々も準備に取り組んでいます。しかし、JICPA会長としての立場上、中小企業及び中小規模の会計事務所の状況について憂慮しております。これらの企業や会計事務所の能力強

化を図るのは、私の責務です。

日本では、我々が「ムービング・ターゲット」について語っていると懸念する声が多くあります。ですから、FASBとのMoUが今どうなっているかは、我々にとって極めて重要な問題なのです。

Tweedie MoUについて我々が行おうとしていることは、日本にとってプラスになることだと思っています。

山崎 そうですか。

Tweedie 2011年若しくは2012年に多くの国々がIFRSに移行することを我々は十分承知しています。日本も移行を決定することを期待しています。ですから、ムービング・ターゲットの状態になっていることが移行を困難なものにしていることも承知しており、かねてよりMoUについては2011年半ばまでに完了させるという意思を持って取り組んできています。

かなり多くの変更を行うことになりませんが、期限が近付き、FASBとの共同作業が進み、何とかこのコンバージェンスをやり遂げようとする取り組みにつれ、公開草案が相当大がかりなものになるということが分かってきました。一部を第1四半期に出したいと思いましたが、実現しませんでした。2010年の6、7月辺りには、いくつか出せるだろうと思っていたのです。率直に申しますと、仮に出せていたとしても、関係各国・地域は、これほど多くの変更に一気に対応することはできないだろうと思います。そうすると、我々に寄せられる反応もそれほどよく考え抜かれたものではないであろうし、その結果として出来上がる基準の品質も、

本来達成し得たかもしれない水準に及ばないのではないかと考えました。

我々はFASBと協議して、いくつかの基本的な決定を行いました。そして、これらの決定はIFRSへの移行を容易にするものであると私は考えているのです。

山崎 具体的にどのような決定が行われたのですか。

Tweedie 具体的には、優先順位が高い事項が含まれるプロジェクトについては、これまでどおり2011年6月までに完了することとし、重要ではあるものの緊急性のないプロジェクトについては、先延ばしにすることとし、2つの主要プロジェクトが先延ばしになりました。これについては、後ほどお話をさせていただきますが、これまでの経緯を踏まえて、我々としては2010年中に3つの問題を片付けたいと思っています。MoUには9つのプロジェクトが掲げられており、これに加えて保険契約があります。

3 MoUの各プロジェクトや動向について

3-1 認識の中止

山崎 それでは、それぞれのプロジェクトの内容や動向の説明をお願いできますか。

Tweedie まず、1つ目のプロジェクトは、「認識の中止」です。証券化に関するものですが、この基準は金融危機への対応において、極めて上手く機能しました。それにもかかわらず、我々はこの基準を簡素化しようと思えばできていたかもしれません。しかし、現行基準に問題がないのに、なぜ変えるのかというこ

とが指摘されました。さらに、米国が我々の側に歩み寄ってきていませんでしたので、仮に何かをしていたら、米国から離れる方向になっていたことでしょう。こうした経緯を踏まえて、世界中の基準設定主体が現行基準で上手く機能するというのであれば、これを維持すべきだろうと結論付けたわけです。その上で、既に公開草案を公表しましたが、我々の基準を米国基準と同等のものにするために追加的な開示要求を盛り込むことだけに止めることにしたのでした。したがって、この問題におけるコンバージェンスは開示のあり方に関するもので、これについては、それほど多くの議論は必要ではなく、この先、数か月で片付けられるはずなのです。

3-2 連結、財務諸表の表示

山崎 連結や財務諸表の表示に関するプロジェクトについての説明をお願いします。

Tweedie まず、連結に関するプロジェクトですが、これについては、米国が大きな問題を抱えています。問題の一部は、我々が1年前に連結基準に関する公開草案を公表したのに対し、米国側がほとんど方針を示していないことにあります。金融商品についても同様で、我々よりも米国側が行うべき問題が残っているということです。つまり、連結については作業を進め、最終基準を策定することで両審議会（IASBとFASB）は合意しており、その実現に向けて米国側が努力するという展開になります。米国は公開草案を公表するのにかしないのか決めなければなりません。米国とそれ以外の国々の大きな違いは、我々の基準では、支配して

いる会社はすべて連結対象になるのに対し、米国では、持株比率50%超でなければ連結対象となりません。実際には、持株比率が50%を超えていなくても支配関係が存在するケースは数多く存在し、米国の考え方は他の国々にとって受け入れられるものではありません。FASBにとって米国内を説得するのは至難の業だと思いますが、我々の基準に沿った形で進んでいくと思います。したがって、連結についても今年中に完了すると思います。

もう1つは、「財務諸表の表示」です。これについては、さまざまな議論があったことを承知しています。直接法によるキャッシュ・フロー計算書の作成が提案され、その場合、貸借対照表が極めて複雑なものになるという問題が指摘されました。そして、この提案は時期尚早なのではないか、直接法の導入に要するコストに見合う利益は得られないのではないかといった懸念が高まり、これが本当に正しいと皆が思う方法なのか確かめてみたくなったのです。おそらく違うのではないかと我々は考えたのです。それで、この件については先延ばしにして、もっと調べてみようということになりました。その結果、まるで違ったものになるかもしれません。これについては、ウェブサイトで公表しておりますが、東京を含め各地で積極的にアウトリーチを行う予定です。そのようなわけで、キャッシュ・フロー計算書については、2011年中の決定はありません。

しかし、その他の包括利益(OCI)が損益計算書のすぐ下に表示されるようにすることについては、そのよ

うにすることを決定し、公開草案を公表しました。これは、最近見直したIFRSや現在公開中の公開草案において、いくつかの主要項目をその他の包括利益に含めることにしたからです。例えば、戦略的投資(strategic investment)という項目が設けられることになりましたが、これはまさに日本の持合株式のために設けられたもので、米国のその他の包括利益には出てこないものです。それでも、米国基準に基づく計上額と我々の基準に基づく計上額を比較可能なものにしておきたいと考えたわけです。このほか、退職後給付関連等いくつかの項目についても同じように処理します。これについても2010年末には決着するはずですが。

3-3 負債と資本の区分

山崎 「負債と資本の区分」に関するプロジェクトについてはいかがですか。

Tweedie 「負債と資本の区分」については、現時点では進めないことにしました。方向としては、IAS第32号の方に向かっており、米国側が大きく方向転換しようとしています。我々としては、現行のIAS第32号でそれなりに満足しています。改善することもできますが、現時点で何か具体的に変更する必要はないという感触を得ています。したがって、我々の方は、とりあえず現状維持ということにして、米国側が国内で検証して何か意図しない問題が生じたら、もう1度見直すということになっています。この件は、2011年6月までに決着せず、若干時間を要することになります。

以上で10プロジェクト(連結、認識の中止、財務諸表の表示、金融商

品の負債と資本の区分、公正価値測定、退職後給付、金融商品、リース、収益認識及び保険会計)のうち、4つのプロジェクトについて進捗状況をお話しましたが、うち3プロジェクト(連結、認識の中止及び包括利益計算書の見直し)については、2010年中に公表します。

3-4 その他のプロジェクトの動向

山崎 その他のプロジェクトの動向についても詳しく説明をお願いします。

Tweedie このほかにもう2つ、2011年の第1四半期中に終えられそうなプロジェクトがあります。まず、「公正価値測定」については、我々は、米国基準をベースに我々の公開草案を公表しました。その後、米国案に対して我々が修正を提案し、米国がこの修正を受入れ、1か月ほど前に改定版の公開草案が公表されました。今後、我々の側から2、3か所程度小さな修正を公表するつもりですが、2011年2月ごろには最終決定できると思います。「退職後給付」も同じころに決着する見込みですが、これはコリドールや繰延処理といった平準化措置をすべて取り除こうというものです。年金資産の公正価値の変動額は、その他包括利益に組み入れられることになっていますが、このことも、2つの変更を同時に行いたかったもう1つの理由です。

この2つのプロジェクトも実質的に片付いておりますので、残るはあと4プロジェクトです。そのうちの1つに「保険契約」があります。

山崎 では、先に「保険契約」の動向について説明をお願いします。

Tweedie 保険契約については、今週にも公開草案を公表することに

なっており（公開草案は2010年7月30日に公表された。）、2011年6月までにプロジェクトを終了したいと思っています。この件では日本の保険会社に大いに助けられました。全く新しい会計モデルになっていますが、世界中で開発された新会計モデルなのです。かなりの時間を要しました。若干異論のある国・地域も残っていますが、それぞれ異なる点についての異論です。概していえば、十分に検証され、広く受け入れられるモデルになっています。



国際会計基準審議会（IASB）議長
David Tweedie 卿

山崎 残りの3つのプロジェクトについて、説明をお願いします。

Tweedie 残りの3分野ですが、まず、「収益認識」については、1か月ほど前に公開草案を公表しました。収益認識については、例えば、建設業の問題があり、アウトリーチ（関係者との意見交換のための会合）を進める中で、当然この問題に取り組んでいかなければなりません。とはいえ、取引全体の95%は何も変わりません。残りの5%については何らかの修正が必要になると思います。我々が調査したいと思っているのも、まさにこの部分なのですが、これについても2011年6月までに終了でき

る可能性が高いと考えています。

「リース取引」については、2010年8月初旬に公開草案を公表する予定です（公開草案は2010年8月17日に公表された。）。これは、基本的にリース取引を借手の貸借対照表に計上しようというものです。例えば、重機や航空機をリースで調達した場合、借手は、未払リース料の現在価値を負債として、そしてリース資産の利用権を資産として貸借対照表の反対側に計上することになります。

借手の貸借対照表におけるリースの取扱いをどうするかについては、FASBとの間で合意ができていません。リース資産、そのリース資産を借手に使わせるという負債、そしてその対価として受け取るリース料を貸借対照表に計上するのか、それとも単にリース後のリース資産の残存価値と未収リース料を計上するに止めるのかという点について詰めなければならないのですが、両審議会の意見は分かれています。

山崎 なるほど。最後に「金融商品」について説明をお願いします。

Tweedie 金融商品は、最大の難問です。ご存じのとおり、米国側は全面的に公正価値測定を求める提案をしておりますが、我々は、他の国々が米国提案に積極的に賛成しているという感触を得ておりません。ユーザーは歓迎していると聞いておりますが、それも、我々に直接寄せられた声ではありません。まずは、FASBの公開草案に対する反応をみてみたいと思います。我々の側の参加国に米国提案に対してコメントするようお願いしており、日本にも是非コメントしていただきたいと考えております。それをみた上で、IFRS第9号

（金融商品）を変更すべきか否か検討したいと思いますが、今のところ、変更した方がよいという感触は得ておりません。

また、減損ルールについては、コンバートできるよう取り組んでおり、できればコンバートさせたいと考えています。秋に合同会議が予定されておりますが、我々が提案している期待損失モデルと米国側提案モデルに対する反応を検討することになっています。米国提案モデルは、少なくとも現行モデルより予測型ですが、おそらく我々が提案しているモデルほどではありません。その際、ヘッジ会計についても検討することになっていますが、これについては、米国側よりもっと踏み込むつもりです。米国側は80%ルールを緩める方向で検討しています。我々もそうすることになると思いますが、それに加えて、ヘッジ損益の相殺表示、ヘッジによって生じた対外投資リスクのヘッジ、非金融資産に関するリスクのヘッジについても検討することになっております。公正価値ヘッジとキャッシュ・フローヘッジという2つのヘッジ会計モデルが併存するのではなく、1つのモデルにまとめられないかといったことを検討します。

より根本的な問題を検討することになると思います。その点においても、FASBより踏み込むことになるかもしれません。とはいえ、これは極めて受け入れられやすいものだろうし、現在、会計に存在する制約の多くを取り除くことができると考えています。

山崎 各プロジェクトについて、詳しい説明をありがとうございます。2010年中に結論が出せそうなものも

多そうですね。

4 プロジェクトについての質疑応答

4-1 直接法によるキャッシュ・フロー計算書の表示について

山崎 それでは、プロジェクトについて、いくつか質問があります。まず、財務諸表の表示についてです。

直接法によるキャッシュ・フロー計算書の表示がどうなるかについて、日本企業の中でも主として製造業の間で懸念する声があり、商社も関心を持っています。この問題は先延ばしされたということでしょうか。フィージビリティ・スタディをもう少しする必要があるということでしょうか。

Tweedie これは、そうした方がより好ましい情報開示になるという意見と、そうはならないとする意見があり、本当に検証してみなければ分からない問題の1つです。ですから、本当のところどうなのか誠実なコメントをいただきたいと思っている次第です。導入が本当に難しく、費用がかさむか、そして、仮にそうだったとして、アナリストも実はそれほど興味を持っていないのであれば、我々はなぜ導入する必要があるのか。こうした疑問があるため、このプロジェクトを延期することにしたのです。ほかにも理由はありますが、これが主な理由です。

4-2 公正価値に関するFASBの提案

山崎 それから金融商品ですが、米国の公正価値に関する提案、つまり、FASBの考え方については受け入れられないというのは、おそらくは日本だけでなく、IASBとしても受け入れられないということですね。

Tweedie 明らかに受け入れられるものではありません。金融危機を受けてIAS第39号を見直し、簡素化する必要に迫られましたが、その検討に当たっては相当の時間を費やしました。公開草案を公表する前に世界中の100を超える組織を訪問しました。その結果、はっきりしたのは、皆が本当に行おうとしていたのはキャッシュ・フローの予測だったということです。そして、キャッシュ・フローの予測が不可能な資産を有している場合は、その資産の価値を示すことが、利害関係者にとって役立つものだということです。なぜなら、その資産が最終的にどういうキャッシュ・フローを生み出すかについての市場の評価を示すものだからです。

しかし、金利と元本の回収を目的として保有する債券や貸付債権の場合、金利の動きに応じて変動する価値を表示することが、かえって混乱をもたらしました。アナリストは、我々に対して、そのような価値の変動は必要ないと表明しています。それは、単なる雑音にすぎず、彼らが本当に行いたいのは、将来発生すると思われる実際のキャッシュ・フローの予測です。つまり、原価と金利と元本支払額を知りたいのです。そういうわけで、我々の改訂案は多くの支持を得ました。そして、改訂案公表後、我々はアウトリーチに努め、何度も何度も反応を確かめましたが、同じように支持を得られました。その多くはアナリストからの支持でした。米国側からアナリストが公正価値測定を求めているという話を聞いたとき、我々が大いに驚いたのはそのためです。彼らにしてみても、我々が検証した債券や貸付債権について

は公正価値測定を求めてはいないようです。

4-3 FASBとIASBとG20との関係について

山崎 では次に、FASBとIASB、そしてG20との関係についてどういう見解をお持ちでしょうか。

G20では、既に高品質で単一のグローバルな会計基準の設定を求めているという決定がなされました。



日本公認会計士協会会長

山崎 彰三氏

Tweedie 我々は、G20の見解に耳を傾けなければならないと思っています。当然ながら、G20はIASBに加盟する多くの国・地域の声を代弁しており、したがって、我々が提案した2011年という期限にG20が支持を表明したことは歓迎すべきことであり、この期限については本当に守らなければならないと思っています。その実現のために決めたことの1つは、これらのプロジェクトが完了する都度、新たなプロジェクトを加えるのではなく、そのリソースを残りのプロジェクトに振り向けていくということです。つまり、残されたプロジェクトにより多くのリソースを費やし、さらに必要であれば、臨時の審議会を開催するつもりです。これは、G20によって設定された期

限を守るために我々が本当にやらなければならないことなのです。

金融商品に関する単一の基準を設定できるか否かという問題については、米国証券取引委員会（SEC）とも協議しました。というのも、仮にFASBが公正価値測定に固執した場合、FASBの公開草案に対してこれまでに寄せられた反応を見る限り、我々の側から歩み寄るのは極めて困難であり、実際、そうなった場合、歩み寄るのは事実上不可能と思われるからです。数か月先に違うことを言い始めるかもしれませんが、少なくとも現時点においてはそう思います。その場合、この項目については何らかの差異が残る可能性があります。

もしそうなった場合、我々としては、IASBの出した答えとFASBの出した答えの橋渡しになるような道を探り、見つけなければならないでしょう。それは調整表のようなものかもしれないし、別の形のものかもしれない、つまり、今後の展開次第なのですが、2つの基準の間を行き来する何らかの方法を見出すこととなります。

しかし、時には、2つの審議会が合意に至らず、単一の基準で公正価値測定でないものを作成せよという矛盾する指示を与えられる場合もあるのではないかと私は思うし、FASBとSECもそのことを理解していると思います。つまり、それは、FASBが我々の方に歩み寄らなければならないということ、仮にFASBが「ノー」と言った場合、実現できないこととなります。ですから、決して容易ではありません。

4-4 IASBの各国のニーズ・要請に関する一般的な方針について

山崎 ありがとうございます。あと2つお伺いさせてください。

例えば、財務諸表の表示における直接法に基づくキャッシュ・フロー計算書について、各国・地域の基準設定主体の要請をどのように評価するのか、あるいは、どういう形で受け入れるのかという点について考えをお聞かせください。例えば、日本の基準設定主体の要請は、どう取り扱うのでしょうか。グローバル基準の設定主体であるIASBにとって、各国・地域のニーズや要請に耳を傾けることは重要なことだと思いますので、これに関する一般的な方針をお持ちであればお聞かせください。

Tweedie グローバルな基準が抱える問題の1つに、これに移行しようとする国が3つの課題に直面するということがあります。

1つ目の課題は、移行に要する1度限りのコストです。これについては、例えば、金融危機のさなかの米国がそうでしたが、「今は移行すべきときではない、あまりにも多くの問題を抱えている」という声が上がります。

2つ目の課題は変化です。この課題は、基準間の差異が小さくなればなるほど克服しやすくなります。東京合意の利点の1つもここにあります。東京合意は、日本の会計基準と我々の会計基準を近付けるものだからです。そして、企業会計基準委員会（ASBJ）には、新基準策定に大きく貢献していただいております。というのも、我々が定期的に行っている議論は、古い基準ではなく、専ら新しい基準に関するものだからです。

3つ目は、主権の放棄です。これ

は極めて困難な課題で、どの国も嫌がることです。英国も嫌がったし、オーストラリアも気に入らなかった。そして、今、日本と米国も当然ながら同じ問題に直面しています。ここで注目しておかなければならないことは、各国・地域の会社法や税制に応じて我々の基準を変えるわけにはいかないということです。税制との調整を図るなり、会社法の規定が妨げになるならそうならないよう改正するなり、何らかの形で対処する責務は各国・地域側にあります。我々にはできないのです。

山崎 なるほど。3つの課題があるんですね。この課題について、どのようにお考えですか。

Tweedie 私の考え方はこうです。仮に、ある国が「この部分は気に入らないからカーブアウトしよう」ということになれば、いつまでたってもグローバルな基準は完成しません。どの国にも気に入らない箇所はあるからです。こうした状況で重要なのは、プロセスをみるということだと思います。どういうプロセスかというと、基本的には以下のようになっています。まず、ディスカッションペーパーを公表し、コメントを受領し、その上で基準案つまり公開草案を公表します。その間、アウトリーチを行い、オンライン上で議論を戦わせ、各国・地域の基準設定主体と協議します。その後最終的に審議会に戻ってきます。現在、審議会は11か国から選ばれた15名の理事で構成されていますが、彼らはでき得る限り最善の判断を下さなければなりません。以上がプロセスです。

審議会が誤った判断を下すこともあるかもしれませんが、だからこそ、

2年後に必ず見直しを行うというプロセスを制度化しているのです。そして、グローバルな基準を作ろうとするなら、これがそのやり方だと思います。石でできた鋳造品のように、不変不動のものというわけではありません。明らかに欠陥がある場合は、2年後若しくはもっと早く変更できます。どういうことかということ、審議会のメンバーができ得る限り最善の判断を下すことを認めなければならないということなのです。率直なところ、2つの方法のいずれも選択することができるが、どちらか1つを選ばなければならないということもあります。その場合、選ばれなかった方の選択肢を望んでいた人々には不満が残ることになりますが、ここで、彼らがカーブアウトしてしまっただけで、すべてが台無しになってしまわないのです。仮に、日本がカーブアウトした場合、欧州やオーストラリアも同じようにカーブアウトしないわけがありません。そうすると、各国・地域それぞれ異なるカーブアウトを主張し、結局、各国・地域がそれぞれ異なる基準を有していた、かつての状況に戻ってしまうでしょう。これは重要な問題だと思います。

山崎 カーブアウトは、大きな問題ですね。

Tweedie しかし、例えば、今はこうして、アジアでも意見を聞いています。アジアも我々の基準に目を向け始めたからです。最初の何年間かは実のところ、欧州のための基準を作っているようなものでした。当時、この基準を使おうとしていたのは欧州だけだったからです。その後、米国基準と我々の基準を統一しようということになり、数年間かけてこ

のMoUが取りまとめられました。しかし、ひとたび完了したら、それで終わりなのです。ずっとFASBと毎月会合を続けるわけにはいきません。ほかに目を移すことが必要です。

そして、この数年間に、日本、韓国、インドを含むアジア諸国が興味を示し始めました。ですので、次のステップとしては、おそらくアジア諸国が、我々の目を向けさせたいと思う項目、最初の9年間でみてこなかった項目を検証し、どういうことになるかみてみるということになると思います。現行の基準の中には、アジアの企業にとって大きな問題を引き起こすものも含まれているかもしれせん。そのうちの1つは外貨、そして、もう1つは農業であることを承知しています。おそらく、現行基準をもう1度見直す必要があるでしょう。まさしくその過程で、アジアが本当に大きな役割を果たせるのだろうと思います。ASBJがリーダーシップを発揮して他のアジア諸国の基準を取りまとめ、「グローバルな基準をみたところ、我々としては、これこれこういう問題があると思う」と意見を述べるのが考えられます。アジア諸国が一致団結して力強い声を発したら、審議会も基準を再検討せざるを得ないだろうと思います。

仮に、1つの国が何か意見を述べたとしましょう。その場合、審議会の反応は、周りを見回して「この点について不満を持っている人はほかにいますか」と問いかけるというものかもしれません。一方、アジアが、例えば、アジア・オセアニア基準設定主体グループ(AOSSG)とともに一致団結して、「グローバルな基準を検証したところ7つの大きな問

題がある」と指摘したら、審議会はその問題に目を向けるでしょう。こういう点においてこそ、アジアが本当に利益を得られるのだと思います。これは、グローバルな取組みなのです。アメリカの取組みでもなければ、欧州の取組みでもありません。アジアが果たすべき役割は、一致団結して、現行基準の何が間違っているのか、我々が何をすべきなのか、そして、どういう項目を加えるべきなのかについて、我々に伝えることなのです。

5 おわりに ～JICPAに対する期待～

山崎 今の最後の部分は、日本を含む多くのアジア諸国を大いに力付けるお話です。

残り時間もわずかになりました。最後に、JICPAに対する期待を述べていただけますか。

Tweedie JICPAは、会計士という専門家集団の中核をなす存在であり、個々の会計士の行動の多くは、各国協会の価値観や理念に由来します。今日、我々は判断に基づく原則主義の会計に移行しつつありますが、これはすなわち、個々の会計士の倫理的行動とプロ意識に大きく依拠することになるということです。協会が大きな力を発揮できるのはこの点だと思います。

もう1つ、JICPAがなすべきことがあります。日本基準がIFRSにコンバージョンしているとはいえ、IFRSへ基準が変われば、文言も変わるので、教育という側面において、JICPAが果たすべき役割はたくさんあると思います。4大監査法人の教育システムによる後押しのない小規模会計事



Rex

Rep&Expert

REXアドバイザーズ

公認会計士の 転職支援

「今後更なるご活躍のステージをご案内します。」
IFRS、国際税務、M&A、再生、組織再編、事業承継

まずは
ご相談
から

転職相談REX

検索

www.career-adv.jp

特徴

相談重視 キャリア相談平均75分
活動を徹底サポート 担当2名制
忙しい候補者に代わってJOBサーチ

Rex Rep&Expert
■会計士の転職支援
■管理部門の人材紹介
厚生労働大臣許可 13-ユ-300031

平日20時以降、土曜日の面談可能●秘密厳守

株式会社 レックスアドバイザーズ
〒105-0013 東京都港区浜松町1-30-5 浜松町スクエア Studio1807
TEL:03-3436-1721 FAX:03-3436-1722

務所に対する教育においては、JICPAの役割が特に重要です。

したがって、原則主義の会計基準とどう向き合うか、そして、判断力が問われる場面でどのように判断を下すかを教えること、つまり、会計士を訓練することが極めて重要になってくると思います。そして、変化を主導するという役割もあります。このように、各国・地域の協会には、この一連のプロセスを通して果たすべき重要な役割があると思います。

そして、当然ながらこれは会計基準に限ったことではなく、監査基準や倫理基準にも当てはまることなのです。会計基準についてそうであるように、監査基準についても世界中で異なる基準が存在しなければならない理由は全くないのです。倫理基準についても同様です。

JICPAはこうした動きの先導役でなければならないと思います。これは我々にはできないことなのです。我々はこうした動きの蚊帳の外に置かれているのです。「専門家が求めているのはこういうことだ」と主張し、その情報を提供し、目標の実現に向けてリーダーシップを発揮するのは協会の役割なのです。

山崎 ありがとうございます。JICPAの会員にとっても、大変勇気付けられるお話でした。

Tweedie JICPAは世界でも知名度の高い協会ですが、JICPAの会長の座にあなたがいるというのは重要なことです。山崎さん、本日はどうもありがとうございました。任期中のご活躍をお祈りします。あなたが会長に就任して大変嬉しく思います。

山崎 ありがとうございます。

Tweedie 私が、来年スコットランドの会計士協会の会長になってあなたと意見交換できるのを楽しみにしています。山崎さん、本日は、お会いできてよかったです。

山崎 はい。楽しみです。本日は、お忙しいところを本当にありがとうございました。

(この対談は、2010年7月29日に行われました。)

教材コード	J020602
研修コード	210301
履修単位	1単位